

令和6年度 第2回柿崎区地域協議会 次第

日 時：令和6年6月18日（火） 午後6時30分
場 所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 自主的な審議

- (1) 柿崎区の課題の把握について・・・・・・・・・・資料 1 資料 2 資料 3

5 報告事項

- (1) 柿崎区における新保育園整備について・・・・・・・・・・資料 4

- (2) 令和6年度地域協議会だよりの発行について・・・・・・・・・・資料 5

- (3) 明日へつなぐ事業検討委員会の経過及び今後の取組について・・・・・・・・・・資料 6

- (4) 柿崎区地域協議会の運営等に関する申し合わせ事項の協議結果について
・・・・・・・・・・資料 7

6 その他

- (1) 会議の開催日程について

① 第2回地域協議会だより編集委員会

日 時：令和6年7月1日（月）午後6時30分

会 場：柿崎コミュニティプラザ 3階 市民活動室

② 第3回柿崎区地域協議会

日 時：令和6年7月16日（火）午後6時30分

会 場：柿崎コミュニティプラザ 3階 305～307 会議室

7 閉 会

自主的審議事項のテーマについて

1 課題の把握方法

(1) 住民懇談会

.....
.....

(2) 団体との意見交換会

.....
.....

(3) 地域政策課から自主的審議事項のテーマ設定前に下記項目を実施するよう
要請依頼

- ① 地域の多様な意見を会議に反映させるため、これまでの地域の団体に加え、若者・女性・住民組織等の団体との意見交換の開催
- ② 地域課題等を共有するため、区内の地域資源や主な施設の視察
- ③ 市政の課題等をテーマとした勉強会の実施

(4) その他

.....
.....

2 実施方法

.....
.....
.....
.....

3 スケジュール

.....
.....
.....
.....

前期の取組の概要

1 前期の課題の把握方法

(1) 団体との懇談会を開催

自主的審議事項のテーマを決定するため団体との懇談会を開催し、各団体が地域の課題や現状を報告し課題を洗い出した。

① 開催日時

- ・令和2年9月15日（火）午後3時30分

② 会場

- ・柿崎地区公民館 3階 集会室

③ 参加団体

- ・NPO 法人柿崎まちづくり振興会
- ・柿崎観光協会
- ・柿崎商工会
- ・柿崎区町内会長連絡協議会

④ 実行委員会を設置

- ・実行委員会が懇談会の準備、当日の進行、意見の取りまとめを行い、地域協議会に自主的審議事項のテーマを提案した。

2 前期の自主的審議事項のテーマ

令和2年10月20日開催の令和2年度第6回地域協議会において、「公共交通のあり方」「柿崎区の空き家対策」「柿崎区の保育園のあり方」「柿崎免許センターの跡地利用」の4項目を自主的審議事項のテーマに決定した。

(1) 自主的審議事項の協議の進め方

- ・4つのテーマを任期の前期と後期に分けて審議することとし、任期の前半に「公共交通のあり方」「柿崎区の空き家対策」を、後半に「柿崎区の保育園のあり方」「柿崎免許センターの跡地利用」をそれぞれ審議することに決定
- ・専門部会を設置し、部会ごとに話し合い、そのほかに勉強会や関係者との意見交換、先進地視察等を行い、課題の解決策を協議した。

(2) 各部会の概要

I 公共交通のあり方

①部会名：地域の交通を考える会

②検討内容：バス路線廃止後の住民の移動手段の確保

③協議結果

- ・令和3年7月27日、柿崎まちづくり振興会へバス路線廃止後の代替交通運行の検討を要請
- ・令和5年10月2日、柿崎まちづくり振興会は交通空白地有償運送「はまなすバス」の運行を開始

Ⅱ 柿崎区の空き家対策

①部会名 : 柿崎空き家活かそうプロジェクト

②検討内容: 地域活性化に向けた空き家の利活用

③協議結果

- ・令和5年5月30日、関係団体に説明会を開催し、空き家の利活用を担う団体立ち上げのため、設立準備委員会を設置
- ・2月14日、空き家のマッチング等を行う「かきざき空き家利活用協議会」を立ち上げ、4月1日から柿崎商工会館内に事務所を置き事業を開始

Ⅲ 柿崎区の保育園のあり方

①部会名 : みんなの保育園を考える会

②検討内容: 施設の老朽化と園児数の減少等を踏まえ、保育園のあり方を検討

③協議結果

- ・令和5年3月15日に「区内4保育園を統合し新たな保育園の建設」「保育サービスの充実」を柱とした意見書を市へ提出
- ・市は意見書を踏まえて、保育園の適正配置等に係る計画(第4期)に区内4保育園の統合・再編を掲載し、新園建設候補地の選定を進めている。

3 明日へつなぐ事業検討委員会

令和5年3月14日開催の令和5年度第13回地域協議会において、柿崎区の「地域活性化の方向性」と6つの構成要素を決定した。

■地域活性化の方向性

- ・柿崎区の米山と日本海にいだかれた魅力のまちという強み(個性・強み)を生かして、三大薬師「米山」のブランド力を高め、地域を活性化します。

■構成要素

- ①発 信: 米山、田んぼ、景観、史跡などの魅力を SNS 等を活用して広く発信
- ②交流・イベント: 米山の豊かな自然を生かして、若者と交流できるイベントを企画各地区のイベント、祭りなどの連携を推進
- ③産 業: 米山の豊かな水を生かした地産品のブランド力を高め魅力をアピール
- ④暮らし: 子育て環境の充実、空き家の活用などを図り移住・定住を促進
- ⑤文 化: 史跡や伝統文化を発掘・継承し、広く発信するとともに郷土愛を育てる
- ⑥「米山・柿崎」ブランド化: 地域の活性化に取り組む旗印として「米山・柿崎」を掲げ、企業等の参加を促進し、柿崎区の自治力を高める
米山・柿崎の親しみやすいロゴを作り、イベント・地産品に活用

- ・自主的審議事項のテーマではないが、上記の地域活性化の方向性を地域独自の予算事業につなげ事業化を目指し、「明日へつなぐ事業検討委員会」を立ち上げた。現在、令和7年度予算要求に向けて検討を続けている。

委員提案の課題

1 農林水商工業が連携した移住推進体制を構築できないか

- ・各業界が個別で行っている移住希望者への対応を一括で行える体制を構築できないか検討したい。
- ・また、移住希望者（まだ、何をやるか決まっていない人）が一目で各業界の状況やサポート体制が分かるような体制ができないか検討したい。

2 飲食業などの事業承継をサポートする体制を構築できないか

- ・地域で古くから親しまれているお店は、その地域に住む人々の憩いの場所であり、なくてはならない社会インフラであると考えている。しかし、店主の高齢化や後継者不足により今後閉店する恐れがあるお店も多いのではないかと懸念している。
- ・お店がなくなることで、利便性の低下などを招き更に人口減少が進むことを懸念しているため、事業承継のサポートができないか検討したい。
- ・実際に当事者の意向は尊重する必要があるが、地域の活力に直結する問題だと思うので検討したい。

地域独自の予算事業

を活用して
皆さんの地域への思いをかたちにしませんか

もっとうこうして地域を良くしたい！！

上越市には、広い面積の中に、多くの山々や長い海岸線、豊かな水田、利便性に優れた市街地、それぞれの地域で育まれた歴史や文化があります。この多様性は、上越市の魅力です。

人口減少や少子高齢化が進む中で、このような多様な地域が抱えるそれぞれの課題を解決し、活力の向上を図るためには、全市的な取組に加え、その地域の実情に合った取組を更に実現していくことが必要と考え、地域独自の予算事業をつくりました。

地域独自の予算事業では、次の3つのことを大切にしたいと考えています。

- 1 地域住民の皆さんが、住み続けていく上で誇りや愛着を持ち、生活の満足感や質を高めていけるようにしたい
- 2 地域と市が一緒になって、地域資源の活用や地域住民の皆さんの連携が深まるようにしたい
- 3 地域の団体や地域協議会が取組を提案でき、地域住民の皆さんに身近な機関である総合事務所やまちづくりセンターが市役所の各課と同じように予算を要求できるようにしたい

取組の提案は、年間を通して受け付けています。

まずはお気軽に総合事務所・まちづくりセンターへご相談ください！

「地域独自の予算事業」ができるまでのイメージ

① 地域の団体や地域協議会が総合事務所等へ取組を提案

総合事務所等も取組を提案

② 提案者が関係する団体や総合事務所等と連携し取組案を具体的に検討

③ 総合事務所等が予算の原案をつくり、要求

毎年10月頃

④ 毎年11~2月頃

予算査定

毎年2月

⑤ 市長が市議会へ予算案を提出

毎年3月

⑥ 市議会が予算案を審議

⑦ 毎年3月下旬

予算成立

新年度の4月から

⑧ 地域の団体や総合事務所等が取組を実施

Q. 地域独自の予算事業ってなに？ということ？

A. それぞれの地域の課題を解決し、地域の活力の向上を図る取組の実現に向けて、上越市の予算を要求する仕組みです。地域住民の皆さんや地域協議会からの提案が、総合事務所やまちづくりセンターによって予算として要求され、市議会の議決を経て、地域の団体や市によって実現されます。

制度概要

1 取組を提案できる方

- 地域の団体 … 2人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体（政治活動、宗教活動を目的とする法人又は団体を除く）
- 地域協議会 … 28の地域自治区の各地域協議会

※このほか、総合事務所・まちづくりセンター（以下、総合事務所等といいます）は、自らで取組を提案することができます。

2 取組の実施方法・実施主体

- 提案された取組は、地域の団体が市から補助金の交付を受けて実施、又は、市が直接執行する事業として実施します。
- いずれの方法とするかは、提案者、実施主体となる団体、市と一緒に検討します。

3 対象となる公益性のある取組

- ① **地域資源を活用した新たな収入源や雇用の創出等につながる取組**
例えば、特産品開発、販売促進、就業促進、交流人口増など
- ② **地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組**
例えば、生活支援、郷土愛の醸成、人材育成など

4 対象としない取組

- 新たな公の施設や市道などのインフラ整備
- 単なる備品の購入・設備の設置など、地域の活動が伴わない取組
- 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う取組
- 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す取組
- 政治活動・宗教活動を目的とする取組 ○ 公序良俗に反する取組 など

5 対象としない経費

- 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費その他社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費
- 役員会、総会その他専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費
- 事業による直接的な受益が提案者又は提案者に加盟する団体等の構成員又は参加者に限定される備品の購入、設備の設置、備品、設備若しくは施設の修繕等、教室、大会等の開催若しくは参加に係る経費
- 地域独自の予算事業以外の市からの受託事業で当該事業に係る委託料の対象となる経費
- その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

6 予算額の上限・補助率の上限

- 予算額に上限はありません。
 - 予算化に当たっては、実現したい取組に対して真に必要な経費を市が精査します。
 - 市が補助金を交付する場合、**補助率の上限は補助対象経費の7/10です。**
 ※ただし、令和元年度～4年度のいずれかに上越市地域活動支援事業を活用してきた取組を継続したい場合は、経過措置が適用されます。
- ◎経過措置について

取組の区分	補助率の上限		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経過措置適用事業	10/10	9/10	9/10
経過措置適用外事業 (新規の取組など)	7/10	7/10	7/10

※令和8年度以降の取扱いについては、現在、市で進めている地域自治推進プロジェクトの中で検討しています。

7 取組の提案

- 取組の提案は、年間を通して随時受け付けています。
- 電話、窓口、郵送、メールなどで、取組を実施しようとする地域自治区の総合事務所等へ実現したい取組を提案してください。
- **翌年度に実施したい取組の提案期限は、令和7年度から新たに取組む事業は8月末まで、令和6年度以前から継続して取組む事業は9月末までです。**
 まずはお気軽に総合事務所等へご相談ください。

こちらまでご提案・ご相談ください

地域自治区	事務所	電話番号等	地域自治区	事務所	電話番号等
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部ま づくりセ ンター	雁木通りプラザ内 ☎ 025-522-8831 ✉ nanbu-machi@ city.joetsu.lg.jp	安塚区	安塚区総合事務所	☎ 025-592-2003 ✉ yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp
			浦川原区	浦川原区総合事務所	☎ 025-599-2301 ✉ uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp
			大島区	大島区総合事務所	☎ 025-594-3101 ✉ oshima-ku@city.joetsu.lg.jp
			牧区	牧区総合事務所	☎ 025-533-5141 ✉ maki-ku@city.joetsu.lg.jp
			柿崎区	柿崎区総合事務所	☎ 025-536-2211 ✉ kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高土区	中部ま づくりセ ンター	市役所第二庁舎 ☎ 025-526-1690 ✉ chubu-machi@ city.joetsu.lg.jp	大潟区	大潟区総合事務所	☎ 025-534-2111 ✉ ogata-ku@city.joetsu.lg.jp
			頸城区	頸城区総合事務所	☎ 025-530-2311 ✉ kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp
			吉川区	吉川区総合事務所	☎ 025-548-2311 ✉ yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp
			中郷区	中郷区総合事務所	☎ 0255-74-2411 ✉ nakago-ku@city.joetsu.lg.jp
			板倉区	板倉区総合事務所	☎ 0255-78-2141 ✉ itakura-ku@city.joetsu.lg.jp
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・ 桑取区	北部ま づくりセ ンター	レインボーセンター内 ☎ 025-531-1337 ✉ hokubu-machi@ city.joetsu.lg.jp	清里区	清里区総合事務所	☎ 025-528-3111 ✉ kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp
			三和区	三和区総合事務所	☎ 025-532-2323 ✉ sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp
			名立区	名立区総合事務所	☎ 025-537-2121 ✉ nadachi-ku@city.joetsu.lg.jp

8 取組の定期見直し

- ・実施した各取組は4年ごとに成果を振り返り、今後の公費支出の可否や実施方法などの取扱いについて見直します。
 例えば、令和5年度から継続した取組は、8年度に見直します。

地域独自の予算事業ができるまでの流れ

① 取組の提案

地域の団体や地域協議会は、実現したい取組を総合事務所等に提案することができます。なお、地域協議会は、取組の実施主体となる他の団体や総合事務所等と調整した上で提案します。

※提案した取組は、市の予算査定や市議会での予算案の議決を経て最終的に予算化されるので、提案したことをもってその取組の予算化を約束するものではありません。

② 関係者による取組案の具体的な検討

提案者が中心となり、関係する団体や総合事務所等と連携しながら、取組の実現に向けて調査・検討します。必要に応じて市の関係課等とも協議します。

- ☞ 地域の団体が提案者：自らの団体や総合事務所等が実施主体となる場合、提案団体は、総合事務所等とともに調査や検討を行います。また、他の団体に取組の一部をお願いしたい場合、提案団体は総合事務所等と話し合い、関係する団体に調査や検討に加わるように働きかけます。
- ☞ 地域協議会が提案者：提案した地域協議会は、関係する団体や総合事務所等とともに調査や検討を行います。
- ☞ 総合事務所等が提案者：総合事務所等は、関係する団体に調査・検討に加わっていただくよう働きかけます。

③ 予算要求

総合事務所等は、予算の原案をつくり、財務部に要求します。

※実施主体となる団体は、総合事務所等と連携して翌年度の取組に向けた準備を始めます。

④ 予算査定

予算要求後は、財務部を中心とした協議を経て、市長が予算案への計上の可否を決定します。

⑤ 市議会へ予算案を提出 → ⑥ 市議会の予算審議 → ⑦ 予算成立

市長が市議会へ予算案を提出し、市議会が予算案を審議します。

⑧ 翌年度に取組実施

地域の団体や総合事務所等が、新年度の4月以降に取組を実施します。



柿崎区における新保育園整備について

(1) 新保育園整備事業の概要

- ・ 予算事業名：(仮称) 柿崎区新保育園整備事業
- ・ 予算計上額：16,929 千円
- ・ 取組内容：柿崎区内における4保育園を統合し、新保育園を整備する(※1)ため、現況測量及び地質調査を実施する

※1 新保育園の建設候補地については、災害リスクの低さ、敷地面積及び交通の利便性等を考慮し、柿崎区直海浜地内の「柿崎体育館跡地」を有力な建設候補地に選定し、保護者との意見交換会等を通じ、これまでの間、検討を重ねてきました。

また、柿崎体育館周辺の正直地区の3町内会とも、新保育園の整備に向けた意見交換を開催しています。

(2) 直近の取組及び今後の予定(令和6年度)

実施内容	時期
建設候補地に関する保護者への意向調査(※2)の実施	令和6年5月末～6月中旬
建設候補地の決定及び公表	〃 6月下旬～
建設候補地の現況測量及び地質調査の実施	〃 7月上旬～10月末
新保育園に係るグランドデザイン(施設規模等)の策定	〃 8月初旬～12月末

※2 新保育園の建設候補地を最終的に決定させるため、「柿崎体育館跡地」を建設候補地とした場合における区内4保育園の保護者の意向を確認するものです。

(3) その他

- ・ 整備着手から新保育園の開園までには、設計や用地造成等を含め、最短でも4年から5年程度の期間を要する見込みです。
- ・ 新保育園整備に関する取組に加え、公立保育園の民間移管に向けた検討も行います。

令和 6 年度 柿崎区地域協議会だよりの発行について

1 編集委員名簿

前期 (R6. 5～R8. 3)	後期 (R8. 4～R10. 4)
石田 一久	金子 豊彦
小出 祥世	小関 信夫
小山 慶	坂木 朋子
佐藤 昌貴	佐藤 達弥
佐藤まゆみ	中村 誠
滝澤 正芳	山川 昌恵
蓑輪 和彦	吉井 一寛

2 第 1 回編集委員会

(1) 開催日等

- ・日 時：6 月 10 日（月）午後 6 時 30 分
- ・会 場：柿崎コミュニティプラザ 3 階 市民活動室

(2) 正副委員長の選出

- ・委員長：佐藤 まゆみ

(3) 令和 6 年度の発行計画

- ① 発行回数：3 回
- ② 発行日：7 月 25 日 11 月 25 日 3 月 25 日

(4) 地域協議会だより第 54 号の主な内容について

- ・1P 会長の今後 4 年間の抱負や取組
- ・2P～3P 地域協議会委員の紹介
- ・4P 明日へつなぐ事業検討委員会の経過と今後の取組

3 第 2 回編集委員会

(1) 開催日等

- ・日 時：7 月 1 日（月）午後 6 時 30 分
- ・会 場：柿崎コミュニティプラザ 3 階 市民活動室

柿崎区における「地域活性化の方向性」

《柿崎区の地域活性化に向けて》

柿崎区の米山と日本海にいだかれた魅力のまちという強み（個性・特性）をいかして、三大薬師「米山」のブランド力を高め、地域を活性化します。

○構成要素

1	発信 <ul style="list-style-type: none"> ・米山・田んぼ・山からの景観、史跡などの魅力を「フォトコンテスト」等、SNS を活用して広く発信します。
2	交流・イベント <ul style="list-style-type: none"> ・米山の豊かな自然を生かして、キャンプ、グランピング、サウナなど若者と交流できるイベントを企画します。 ・伝統を大切に、「米山・柿崎」を掲げ、各地区のイベント、祭りなどの連携を推進します。
3	産業 <ul style="list-style-type: none"> ・米山の豊かな水を生かした、山・里・海の地産品ブランド力を高め魅力をアピールします。
4	暮らし <ul style="list-style-type: none"> ・米山と海に囲まれた自然の中で、子育て環境の充実、空き家の活用などを図ることで移住・定住を促進します。
5	文化 <ul style="list-style-type: none"> ・米山を核に史跡や伝統文化を発掘・継承し、広く発信するとともに郷土愛を育てます。
6	「米山・柿崎」ブランド化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の活性化に取り組む旗印として「米山・柿崎」を掲げ、クラウドファンディング、企業の参加等を促進し、柿崎区の自治力を高めます。 ・米山・柿崎の親しみやすいロゴを作り、イベント・地産品に活用します。

柿崎区地域協議会の運営等に関する 申し合わせ事項の協議結果

協議事項 (※は根拠例規)	協議結果
(1) 会長及び副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例（以下、「設置条例」という。）第6条	会 長 吉井 一寛 副会長 中村 誠
(2) ① 会議の招集請求に必要な委員数 ※設置条例第8条第1項第2号	4分の1以上（4人以上）の委員から、書面により会議に付議すべき事項を示して請求があった場合
(2) ② 会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項	確認者は1名とし、輪番制（五十音順）により会議ごとに交代するものとし、会議録確認後、署名する。
(2) ③ 議長（会長）はあらかじめ投票権を持つか否か ※設置条例第8条第3項	議長（会長）はあらかじめ投票権を持たず、可否同数になった場合に議長の決するところによる。
(2) ④ 委員が会議の議題を提出する場合の方法 ※設置条例第8条第4項	書面により会議開催予定日の14日前までに会長に届け出るものとする。
(2) ⑤ 会議の座席順 ※設置条例第8条第4項	五十音順とする。
(2) ⑥ 会議の開催日時 ※設置条例第8条第4項	毎月、第3火曜日午後6時30分からとする。

協議事項 (※は根拠例規)	協議結果
(2) ⑦ 会議の会場 ※設置条例第 8 条第 4 項	柿崎コミュニティプラザ 3 階 3 05～307 会議室とする。
(2) ⑧ 会議の傍聴者受入れ可能数 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例第 9 条第 2 項	20 人とする。
(2) ⑨ 自主的審議事項の提案方法 ※設置条例第 7 条第 1 項	<p>条例第 7 条第 1 項に規定する地域協議会が必要と認めて自主的に審議する事項は、同条同項各号に規定する範囲で次のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 自主的に審議したい事項のある委員は、書面により会議開催予定日の 14 日前までに会長に届け出るものとする。</p> <p>(2) 会長は、(1)の届出があった場合は、会議に諮り、地域協議会が必要と認めて自主的に審議する事項とするかどうかを決定する。</p> <p>(3) (2)の決定にあたっては、条例第 8 条第 3 項の規定により、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによるものとする。</p>
(2) ⑩ 地域協議会だよりの編集方法 ※設置条例第 8 条第 4 項	<p>委員の中から 7 名を選出し、前期もしくは後期の 2 年間、編集委員を務める。</p> <p>【前期】 石田 一久委員、小出 祥世委員、小山 慶委員、佐藤 昌貴委員、佐藤 まゆみ委員、滝澤 正芳委員、菟輪 和彦委員</p> <p>【後期】 金子 豊彦委員、小関 信夫委員、坂木 朋子委員、佐藤 達弥委員、中村 誠副会長、山川 昌恵委員、吉井 一寛会長</p>

協議事項 (※は根拠例規)	協議結果
<p>(2) ⑪ 書面による審議 ※設置条例第8条第4項</p>	<p>【実施の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合又は招集することが適当ではない場合 ・前項の場合により、案件について、会議を招集し審議するいとまがない場合 ・その他、会長が認める場合 <p>【実施の判断】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正副会長の協議により会長が決定 <p>【表決】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の過半数の意思表示をもって議決があったものとみなす。 ・前項において、可否同数のときは会長の決するところによる。 ・諮問案件の附帯意見は、答申案の提示の際に要否を確認する。
<p>(2) ⑫ その他 ※設置条例第8条第4項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の設置 次回以降の地域協議会において、自主的審議事項及び部会の設置について協議する。 ・欠席の届出 会議の開会前までに、事務局に連絡を入れる。